

通知された振り仮名が **違う** 場合・・・**届出が必要です**



このような場合でも届出が必要です

例1

・「中島」が「ナカジマ」と読むのに「ナカシマ」になっている。

例2

・「京子」が「キョウコ」と読むのに「キヨウコ」になっている。

●届出方法

マイナンバーカードを使ったマイナポータルでの届出が便利です。マイナポータルにログインして手続きしてください。



マイナポータルにログイン

※住所地の市役所の窓口や郵送での届出もできます。

●届出期限 令和8年5月25日(月)



詐欺に注意！

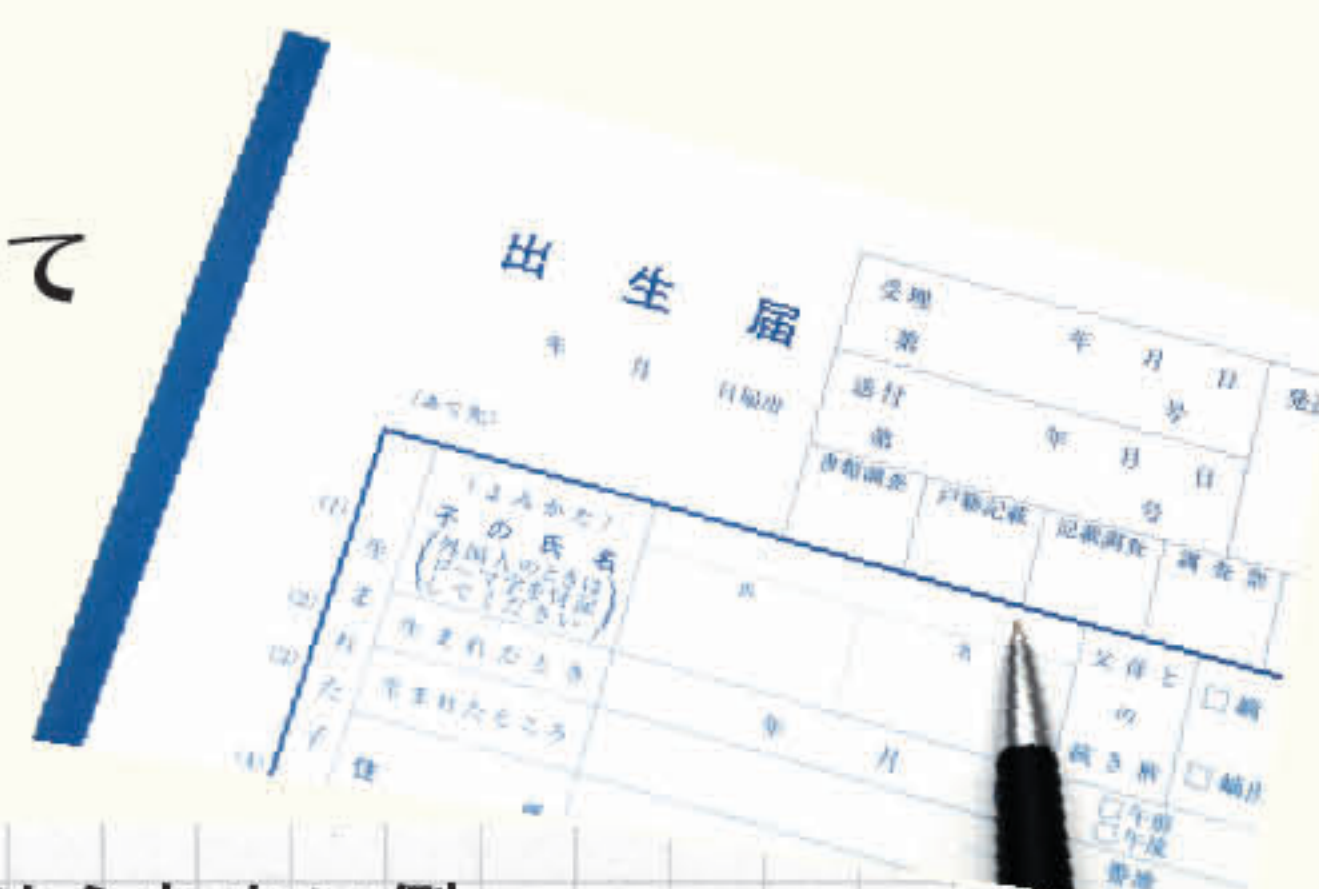
- ・届出に手数料はかかりません。
- ・届出しなくても罰則はありません。

不審に思ったら、消費者ホットライン「188」、最寄りの警察署、市民課へご連絡ください。

※届出前に、パスポートや年金、銀行の通帳など、既に使用している氏名の振り仮名をご確認ください。変更の手続きが必要になる場合があります。事前に各窓口へお問い合わせください。

令和7年5月26日以降の出生届の振り仮名について

今回の法改正により、届出できる名前の振り仮名は、「文字の読み方として一般に認められるもの」とされました。



OK 認められる例

- ・漢和辞典などに掲載されているもののほか、音読みまたは訓読みの一部を当てたもの
「心愛(ココア)」、「桜良(サラ)」
- ・熟字単位で訓読みを当てたもの
「飛鳥(アスカ)」、「五月(サツキ)」
- ・置き字として直接読まない漢字を含むもの
「美空(ソラ)」、「彩夢(ユメ)」

NG 認められない例

- ・漢字の意味や読み方との関連性がないもの
「太郎(ジョージ)」、「太郎(マイケル)」
- ・漢字に対応するものに加え、明らかに異なる別の単語をつけ足したもの
「健(ケンイチロウ)」、「健(ケンサマ)」
- ・漢字の持つ意味とは反対になったり、別人と誤解されたりする読み方
「高(ヒクシ)」、「太郎(ジロウ)」
- ・差別的、卑わい、反社会的な読み方

あなたの大切な氏名の振り仮名が戸籍に正しく記載されるよう、
確認や届出にご協力をお願いします。

戸籍に氏名の振り仮名が記載されます 通知をご確認ください

図 市民課 ☎32-1446

詳しくはこちら

法務省 HP

市 HP

振り仮名の届出に関するお問い合わせは
法務省コールセンター
☎ 0570-05-0310

これまでは、出生届などの届書に「よみかた」を書いて、戸籍に記載されることはありませんでした。しかし、行政サービスのデジタル化の促進や本人確認の円滑化を目的に、5月26日に改正戸籍法が施行され、戸籍の氏名に振り仮名が記載されることになりました。戸籍に振り仮名が記載されると、住民票にも順次、振り仮名が記載されます。戸籍に記載する振り仮名を確認するため、本籍地の市区町村長から5月26日時点の住所地に、通知が郵送されます。宇城市に本籍がある人は8月上旬から順次発送予定です。皆さんの大切な氏名が間違っていないよう、しっかりと確認しましょう。

戸籍に記載される振り仮名の通知書

【名の振り仮名】

1	名	一郎
	振り仮名	イチロウ
2	名	花子
	振り仮名	ハナコ

【氏の振り仮名】

氏	戸籍
振り仮名	コセキ

通知が届いたら氏名の振り仮名を確認しよう！

戸籍制度マスコットキャラクター「コセキツネ」



通知された振り仮名が **正しい** 場合・・・



正しい場合は何もなくて大丈夫！

届出は不要です！

令和8年5月26日以降に順次、通知された振り仮名が戸籍に記載されます。